

## 農業委員会委員・職員永年勤続者表彰規定

一般社団法人千葉県農業会議

### (趣旨)

第一条 この規定は、農業委員会発展のため、功労のあった永年勤続した農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員（以下「農業委員会永年勤続者」という。）を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第二条 農業委員会永年勤続者とは、農業委員、農地利用最適化推進委員については次の(1)、職員については次の(2)に該当する者とする。(但し、過去に同表彰を受けた者を除く。)

- (1) 農業委員、農地利用最適化推進委員として通算3期(9年)以上在任し、組織の発展に尽くした功績が顕著で、他の範となる者。
- (2) 農業委員会職員として通算10年以上勤務し、組織の発展に尽くした功績が顕著で、他の範となる者。

### (被表彰者の推薦)

第三条 被表彰者の推薦は、前条の基準に基づき、次の書類により農業委員会会長が農業会議会長に対して行うものとする。

- (1) 推薦書(別紙様式1)

### (被表彰者の審査・決定)

第四条 会長は前条により推薦があったときは、その内容を審査し、表彰する者を決定する。

### (表彰の方法並びに時期)

第五条 表彰は、各農業委員会毎に会長が適当と認めたときに、感謝状を贈呈するものとする。

### (雑則)

第六条 この規定に定めのない事項は、会長が役員会の議を経て定める。

附則 この規定は、昭和62年4月17日より施行する。

附則 この規定は、平成元年5月17日より施行する。

附則 この規定は、平成28年4月1日より施行する。